

第3回金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会

1 日時

令和7年12月25日（木）午後1時から午後2時まで

2 場所

中央合同庁舎第2号館 地下2階 第1、2、3会議室

3 有識者委員

川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
佐古 和恵	早稲田大学理工学術院教授
中里 和義	一般社団法人全国銀行協会コンプライアンス部長
野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
橋爪 隆	東京大学大学院法学政治学研究科教授
米山 眞梨子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常務理事

4 警察庁出席者

大濱 健志	刑事局組織犯罪対策部長
松田 哲也	長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
鎌谷 陽之	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

5 関係省庁

法務省刑事局公安課
金融庁総合政策局リスク分析総括課

6 議事概要

(1) 事務局からの説明

事務局から、これまでの議論をとりまとめた報告書案について説明があった。

(2) 自由討議

報告書案について自由討議が行われたところ、有識者委員からの主な意見は、以下のとおりであった。

○ 本懇談会においては、各委員から積極的な発言・意見が交わされ、深く検討がなされたものと感じている。預貯金口座の悪用防止に、暗号技術を活用できる可能性もあると考えているので、引き続き、これらの技術活用についても研究を進めていきたい。

○ この度、金融機関の取組みに資する対策の方向性が示されたことは、大変有意義であると感じる。これらがマネー・ローンダリングをはじめとする犯罪防止に有効な手立てとなることを期待したい。預貯金口座等の不正譲渡が犯罪であることの官民一体・業界横断による広報活動を開始したところであるが、送金バイト対策を含む今回の施策の実効性を向上させる観点からは広報活動の強化・推進が肝要である。今後、一層の取組強化を期待したい。

- 近年の犯罪情勢の変化は目まぐるしく、これに対応する法制度を検討するに当たっては、従来の思考や理論についての考え方を保持しつつも、検討の前提条件が変化していることを踏まえ、必要な部分は変化をさせていく必要があると思う。例えば、今回の議論であれば、比例原則の議論の位置付けや行政警察と司法警察の関係における考え方等は、現代の社会情勢に合わせて再考する必要があるように感じるところである。
- 制度設計においては、どの領域においても最初の制度設計の考え方が、その後の制度改正においても議論されていくこととなることから、始めの制度設計の骨格は、明確な理論的整理に基づいて構築する必要があるように思う。例えば、架空名義口座で言えば、口座に貯まった金銭の給付の仕組みについて、捜査過程で得られた金銭の刑事法上の返還と見るのか、被害者への公法的な救済と見るのか、あるいは私法領域における民事的な賠償に代替するものと見るのか、といった考え方があるように思う。この整理によって、参照する制度、法律も変わってくるので、これらを考慮した制度設計がなされることを期待したい。
- 制度を創設するに当たっては、関係する行政側、関係者の負担やコストを考慮する必要があると考える。制度を創設しても使いづらいものや過度に負担が生じるのでは、サステイナブルの観点から問題があり、制度の分かりやすさ、使いやすさ、周辺制度とのバランスを考慮する必要がある。これらを踏まえ、行政機関のみならず、金融機関等からも理解と協力が得られる制度となるよう整理していただくことを期待する。
- 預貯金通帳の不正な譲渡等の罰則について、刑法においては罪刑均衡の原則があり、犯罪と刑罰の釣り合いが必要となる。犯罪抑止のためにいたずらに刑罰を上げればいいというものではないが、昨今の犯罪情勢に鑑みれば、預貯金口座の利用の適正性を刑罰によって担保することの必要性は高まっているといえるので、報告書記載のとおり、罰則を引き上げることについては十分な理由があると考ええる。
- 送金バイトを利用する行為は、預貯金通帳等の不正譲渡の脱法的行為であり、これを処罰対象とすることには、昨今の犯罪情勢を踏まえれば、十分な理由がある。また、正当な理由がないこと、有償性を要件とすることで、特に当罰性が高い行為に限って罰則の対象とすることができるものと考ええる。
- 架空名義口座の開設・譲渡等を新たな行政警察活動として行うことは、昨今の犯罪情勢を踏まえれば、十分な理由がある。他方、警察が犯罪グループに口座を譲渡することが、特殊詐欺等の犯罪の契機となる側面もあることから、このような活動を正当化する前提として、これによって新たな被害を生み出さないということが肝要である。したがって、被害回復の制度を設計するに当たっては、このような点が十分に考慮されることを期待する。
- この度、罰則の引上げや送金バイトを犯罪化することを提言しているが、このような法制度に関して、基本的に一般消費者は、そういった変更を知らないことが多い。そのため、政府から積極的かつ分かりやすい広報を推進していただくことを期待する。架空名義口座における制度設計に当たっては、法制面の整理はもちろん、実務の面でしっかりとワークするよう実効性の観点から検討

されることを期待する。

- 本懇談会で取り上げた3つの論点のうち、預貯金通帳の不正な譲渡等の罰則の引上げ及び送金バイトの犯罪化については既存の制度の延長線上にあるものであるのに対し、架空名義口座を利用した新たな措置は、行政警察活動におとり捜査的な手法を取り入れた点、犯罪被害財産を直接被害者に返還するといった点で、新たな制度の創設といえると思う。今後、制度設計を検討するに当たっては、まだ詰めるべき課題が色々あると思うが、警察庁においては、実効性のある制度とすることはもちろん、理論的にも正当性を持った制度としていただくことを期待する。

(3) 金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書の決定

報告書案のとおり、「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書」が決定された。

(4) 警察庁組織犯罪対策部長挨拶

大濱組織犯罪対策部長から閉会の挨拶があった。

以上